

## 雇用調整助成金について

### (6月30日まで、特例拡充・申請簡素化しています！)

**雇用調整助成金とは** … 景気の後退等の経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的な雇用調整（休業、教育訓練または出向）を実施することによって、従業員の雇用を維持した場合に、休業手当等の一部を助成するもの。

- **緊急対応期間** 令和2年4月1日～6月30日
- **支給対象事業主**
  - 雇用保険適用事業主
  - 新型コロナウイルスの影響により、最近1か月の売上高・生産量等が前年同期に比べ5%以上低下
  - 「労使間の協定」に基づき休業等を実施している
- **対象労働者** ○雇用保険被保険者（パート等の被保険者でない労働者も含む）
- **支給限度日数** ○（4/1～6/30の間の休業日数）＋（100日/1年、150日/3年）
- **受給できる額** ○休業等を実施した場合の休業手当に助成率を乗じた額  
 助成率 … 中小企業 4/5（解雇等を行わない場合 9/10）  
           大企業 2/3（解雇等を行わない場合 3/4）  
           ※労働者1人1日当たりの上限8,330円
- **支給までの流れ**
  - ①コロナの影響を受ける。売上等が1か月5%以上減少する。
  - ②休業に関する「労使間の協定」を締結
  - ③計画届の提出（1/24～6/30 休業は事後提出も可。ただし1回限り）
  - ④休業を実施
  - ⑤支給申請（休業期間終了後2か月以内に申請）  
       ↓（労働局は申請後1か月程度での支給を目標としている）

支給(不支給)

#### ■ 必要書類

<b>【計画提出時】</b> (1/24～6/30 休業は事後提出も可。ただし、事後提出は1回限り)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休業等実施計画届</li> <li>・事業活動の状況に関する申出書(売上減等の状況)</li> <li>・休業協定書（代表者と労働者との休業に関する協定）</li> <li>・添付資料…労働者名簿、役員名簿、売上等確認書類(月次損益計算書、総勘定元帳など既存資料のコピー可)、労働者代表選任書</li> </ul>
<b>【支給申請時】</b> (休業後2か月以内)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・助成金支給申請書</li> <li>・助成額算定書</li> <li>・休業実績一覧表(簡素化版)</li> <li>・支給要件確認申立書（はい・いいえのチェックシート）</li> <li>・添付資料…タイムカードや出勤簿、賃金台帳(対象期間を含む4か月分)or 給与明細、(就業規則・給与規定) or 労働条件通知書</li> </ul>

※上記のほか、必要に応じて、労働局より資料提出の要請があります。

#### ■ お問い合わせ

相談窓口 鹿兒島商工会議所 産業振興部 産業振興課 TEL:099-225-9540  
 申請先 鹿兒島労働局 職業対策課 TEL:099-219-8713